

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人らが、避難費用、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X 1、同X 2、同X 3、同X 4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

#### 1 申立人X 1について

申立人X 1と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ① 避難費用  
② 一時立入費用  
③ 精神的損害  
④ 就労不能に伴う損害  
⑤ 生活必需品の購入費用  
期 間 自 平成23年3月11日  
至 平成23年8月31日

#### 2 申立人X 2について

申立人X 2と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ① 避難費用  
② 一時立入費用  
③ 精神的損害  
④ 就労不能に伴う損害  
期 間 自 平成23年3月11日  
至 平成23年8月31日

#### 3 申立人X 3について

申立人X 3と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ① 避難費用  
② 一時立入費用

③ 精神的損害

期 間 自 平成23年3月11日  
至 平成23年8月31日

4 申立人X4について

申立人X4と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ① 避難費用  
② 精神的損害  
③ 就労不能に伴う損害

期 間 自 平成23年3月11日  
至 平成23年8月31日

第2 和解金額

1 申立人X1について

被申立人は、申立人X1に対し、第1項の1所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、1,794,645円の支払義務があることを認める。

(内訳) ① 避難費用	89,000円
② 一時立入費用	5,000円
③ 精神的損害	680,000円
④ 就労不能に伴う損害	931,902円
⑤ 生活必需品の購入費用	88,743円

2 申立人X2について

被申立人は、申立人X2に対し、第1項の2所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、2,168,786円の支払義務があることを認める。

(内訳) ① 避難費用	174,100円
② 一時立入費用	10,000円
③ 精神的損害	660,000円
④ 就労不能に伴う損害	1,324,686円

3 申立人X3について

被申立人は、申立人X3に対し、第1項の3所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、730,000円の支払義務があることを認める。

(内訳) ① 避難費用	70,000円
② 一時立入費用	10,000円
③ 精神的損害	650,000円

4 申立人X4について

被申立人は、申立人X4に対し、第1項の4所定の損害項目（同項所定

の期間に限る。)に対する和解金として、1, 528, 565円の支払義務があることを認める。

(内訳) ① 避難費用	89,000円
② 精神的損害	660,000円
③ 就労不能に伴う損害	779,565円

### 第3 仮払補償金

- 1 申立人X1及び被申立人は、被申立人が申立人X1に対し、仮払補償金として300,000円を支払済みであることを確認する。
- 2 申立人X2及び被申立人は、被申立人が申立人X2に対し、仮払補償金として1,300,000円を支払済みであることを確認する。
- 3 申立人X3及び被申立人は、被申立人が申立人X3に対し、仮払補償金として300,000円を支払済みであることを確認する。
- 4 申立人X4及び被申立人は、被申立人が申立人X4に対し、仮払補償金として300,000円を支払済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

(省略)

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第6 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目(当該期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、申立人らと被申立人との間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名又は記名押印の上、申立人ら全員が1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年3月8日

(仲介委員長 伊藤紘一、仲介委員 権田光洋、同 植村京子)